

契 約 書 (案)

- 1 業 務 の 名 称 大分県後期高齢者医療広域連合テレビCM・ラジオ広報番組制作等広報業務
- 2 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 3 契 約 期 間 自 令和8年 月 日
至 令和9年 3月 31日
- 4 契 約 保 証 金 免除
(大分県後期高齢者医療広域連合契約事務規則第7条第1項第2号による)

上記の業務について、発注者 大分県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 足立信也 (以下「発注者」という。) と受注者 (以下「受注者」という。) は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次に定める契約約款において契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者で記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 契約担当者 大分市東春日町17番20号
大分県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 足立 信也 ㊟

受注者

㊟

契約約款

(総則)

- 第1条 受注者は、別冊の仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の契約期間（以下「契約期間」という。）内に頭書の業務（以下「業務」という。）を完了し、契約の目的物（以下「目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、頭書の契約金額を支払うものとする。
- 2 発注者は、その意図する目的物を完成させるため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 3 受注者は、この約款若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者及び受注者で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(業務の内容等)

- 第2条 受注者が行う業務の内容等は仕様書のとおりとし、発注者は、受注者の制作した放送内容を放送前に確認及び掲載内容を掲載前に確認し、修正等の必要があれば受注者に申し入れることができる。
- 2 受注者は、発注者から修正等の申入れがあれば速やかに対応しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務の全部又は一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。

(調査及び報告)

- 第5条 発注者は、業務に関し必要と認めるときは、受注者に対し、業務の履行等の状況について調査又は報告を求め、必要な指示をすることができる。

(資料等の提供、返還及び管理)

- 第6条 発注者は、受注者に対し、業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。
- 2 前項に定めるもののほか、受注者から発注者に対し、業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者及び受注者で協議の上、発注者は受注者にこれらの提供を行う。
- 3 受注者は、発注者から提供を受けた第1項及び第2項の資料等が業務遂行上不要となったときは、遅滞なくこれらが発注者に返還又は発注者の指示に従った措置（抹消、消去、切断等再生不能な状態を指す。）を講じるものとする。
- 4 受注者は、発注者から提供された業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ業務以外の用途に使用してはならない。
- 5 受注者は、発注者から提供された業務に関する資料等を、業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できる。この場合において、当該複製又は改変した資料等が業務遂行上不要となったときには、第3項の規定に準じた措置を講じるものとする。

(業務内容の変更等)

第7条 発注者は、必要があると認められるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者で協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、発注者の責めに帰する事由により受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。その額は、発注者及び受注者で協議して定めるものとする。

(契約期間の延長及び遅延賠償)

第8条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、契約期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって契約期間の延長を求めることができる。

2 前項の場合において、発注者は遅延賠償金の支払を受注者に請求することができるものとし、その額は、契約金額から既済部分の金額を控除した額を、遅延日数に応じ年2.5%の割合によって算出して得た額とする。

(検査及び引渡し等)

第9条 受注者は、業務完了後は業務完了届及び仕様書で指定する目的物を発注者に提出しなければならない。業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

3 前項に規定する検査に合格したときは、発注者は受注者に書面をもって通知する。

4 受注者から発注者への目的物の所有権は第2項に規定する検査に合格したときをもって、移転するものとする。引渡しは、第2項に規定する検査に合格したときをもって完了とし、目的物の所有権も受注者から発注者に移転するものとする。

5 発注者は、検査の結果、不相当と認められる箇所又は不足する部分があるときは、受注者に対し、期日を定めて修補その他必要な措置を指示することができる。この場合の修補等に要する費用は、受注者の負担とする。また、修補等の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(契約金額の請求及び支払)

第10条 受注者は、第9条第2項の規定による検査に合格したときは、発注者に対し、書面をもって契約金額を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に、契約金額を支払わなければならない。

(契約解除及び違約金)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に何らの催告をすることなくこの契約を解除し、契約金額の全部又は一部を支払わないことができる。この場合において、受注者に損害を与えても、発注者はその賠償の責を負わない。

(1) この契約の契約期間内に業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。

(2) この契約の締結に際し、不正な行為があったとき。

(3) 正当な理由なく、発注者の監督又は調査等の実施に当たり、発注者の指示に従わないとき又

はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関し、再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ この契約に関し、受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(5) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成できないと認められるとき。

2 前項各号の規定によりこの契約を解除したときは、受注者は契約金額の10分の1を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に対し、支払わなければならない。

3 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第7条第1項の規定により契約の内容を変更し、契約金額が3分の2以上減額したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって業務の遂行が不可能となったとき。

(3) 目的物の全部又は一部の納入を中止させ、又は中止させようとする場合、その中止又は中止させようとする期間が3箇月以上に及ぶとき若しくは契約期間の2分の1以上に及ぶとき。

4 受注者は、前項により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。その賠償額は、発注者及び受注者で協議して定めるものとする。

(資料等の返還及び処分)

第12条 前条第1項又は第3項の規定により契約を解除したときは、第6条第3項の規定に準じ、資料等を返還又は廃棄処分する。

(損害)

第13条 業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、この限りでない。

(秘密の保持)

第14条 受注者並びにその関係者は、業務の履行に関して知り得た情報を機密情報として扱い、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報については、特に定めがない限り、機密情報として扱わないものとする。

- (1) 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
- 3 受注者は、当該機密情報を第三者に開示する場合は、事前に発注者からの書面による承諾を受けなければならない。ただし、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りでない。
- 4 受注者は、発注者から提供を受けた機密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとする。
- 5 前4項の規定は、契約の満了又は解除等契約終了事由の如何を問わず、契約終了後も効力を有する。

(目的外使用の禁止)

第15条 受注者は、業務に係るデータを他の用途に使用してはならない。ただし、公知であるもの又は発注者の権利に帰属しないものについては、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第16条 受注者は、成果物又は成果物を利用して完成した目的物（以下「本件目的物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下この条から第19条までにおいて「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。

(著作者人格権の制限)

第17条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

- (1) 成果物又は本件目的物の内容を公表すること。
 - (2) 本件目的物の完成のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。
- (1) 成果物又は本件目的物の内容を公表すること。
 - (2) 本件目的物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- 3 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(受注者の利用)

第18条 受注者は、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当額成果物を使用又は複製し、又は翻案することができる。

(著作権の侵害の防止)

第 19 条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(特許権等の使用)

第 20 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(契約外の事項)

第 21 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者及び受注者で協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 22 条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。